

「財務応援 Super/Lite」簡易課税入力対応版の

ご案内（1次版 Ver.9.4）

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

バージョンアップ対象

財務応援 Super Ver.9.1 以降
財務応援 Lite Ver.9.0 以降

プログラム提供開始日（予定）

ダウンロード公開日（※）：2015年2月16日（月）
CD-ROM発送開始日

財務応援 Super : 2015年2月27日（金）
財務応援 Lite : 2015年3月12日（木）

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。
※簡易課税対応は、入力対応版（1次版：本ご案内バージョン）と
帳票対応版（2次版）の2回に分けてご提供いたします。2次版
の日程につきましては、2015年4月以降にご案内いたします。

改正内容

改正の主な内容

●消費税率簡易課税の業種変更

平成 27 年 4 月 1 日から簡易課税のみなし仕入れ率について、現行の第四種事業のうち、金融及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入れ率を50%（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そののみなし仕入れ率を40%（現行50%）とすることとされました。

事業の種類		のみなし仕入れ率 【改正前】	のみなし仕入れ率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者へ販売する事業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者へ販売する事業	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食業、その他事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業 等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

※第六種事業の新設に伴い、簡易課税用の消費税申告書・付表も変更になります。

システムの対応内容（予定）

● 1次版での対応（入力・税率確認帳票対応）

①入力、検索、辞書設定

- ・伝票入力・訂正／伝票検索・訂正／帳簿入力／個別元帳／仕訳辞書設定・変更で、簡易課税第六業種の入力を可能にします。
- ・業種区分に第六業種に対応した業種コードを追加します。

②設定の変更点

- ・消費税情報の変更、消費税区分の変更、消費税窓登録画面で、第六業種を選択可能にします。
- ・勘定科目の変更・追加画面で新たに追加された消費税区分を選択可能にします。

<参考> 2次版での対応予定

① 簡易課税用消費税申告書類様式の変更対応

※1次版では、2次版で対応する帳票は開けません。

（1次版でも平成27年3月31日期末以前の申告書は従来通り作成可能です。）

旧バージョンプログラムとのデータのやりとりについて

今回対応した「第六業種」が設定されたデータでは旧バージョンとのデータ互換がとれません。

「第六業種」の入力がある場合、旧バージョン側でデータを選択した際にエラーとなります。

「第六業種」を入力していない場合、旧バージョンとの互換性があります。

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000408>